

# 展示「県庁文書係のお仕事」

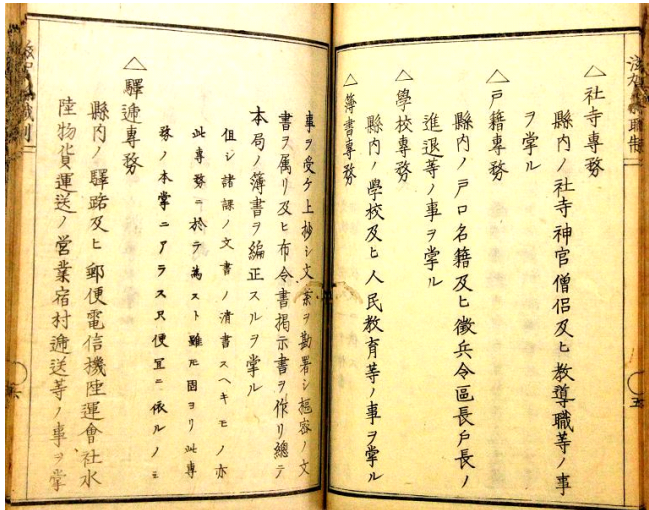
平成 25 年 9 月 20 日（金）～11 月 20 日（水）

平成 25 年 3 月に県有形文化財になった滋賀県の歴史的文書が、明治・大正時代には、どのように管理されてきたのかを紹介します。また、実際に文書管理にあたった文書係の仕事ぶりにも目をむけています。

【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

## 「滋賀県職制附庁中事務条例」

明治6年(1873年)12月



県令 松田道之は明治 5 年「滋賀県職制附庁中事務条例」を定め、各課の職務内容を示した。展示しているのは、それを明治 6 年 12 月に改正したものの。簿書専務（文書係の前身）は、文書の検索、重要文書を綴ること、布令書や掲示書の作成など文書の編纂・整理を職務とすると記されている。また文書の清書もしていたようである。 【明い 246 合本 3(1)】

## 「明治 19 年庁務細則」

明治 19 年(1886 年)

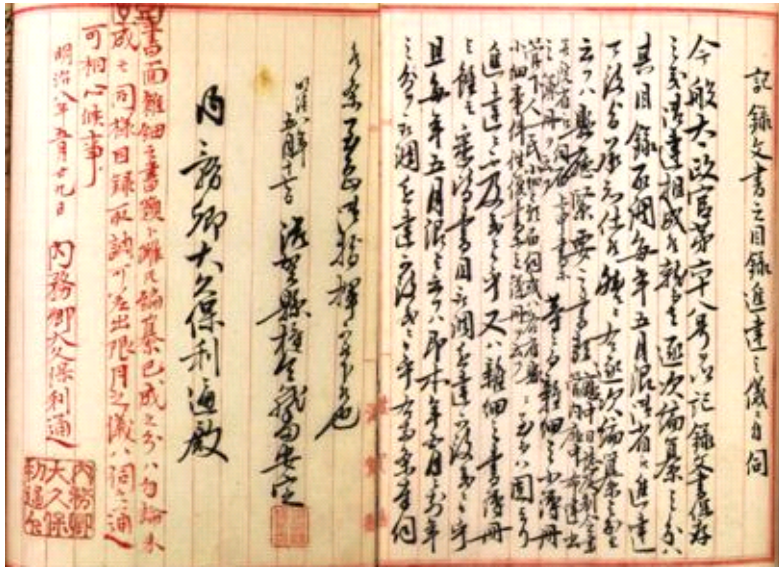
明治 19 年に定められた庁務細則。文書の取り扱い方が詳しく定められる。内閣や省庁から県に届いた文書は、記録係（簿書係の後身、文書係の前身）が受け取り、知事の閲覧を経て各課へと回送されるしくみとなっていたようである（53 条）。また保管についても、索引を付すことになっている（54 条）。上記「滋賀県職制附庁中事務条例」よりも、職務内容が詳細になっている。 【明い 1 合本 3(9)】



明治 8 年(1875 年)5 月 17 日

「簿書目録進達の儀につき伺」

明治8年(1875年)5月17日

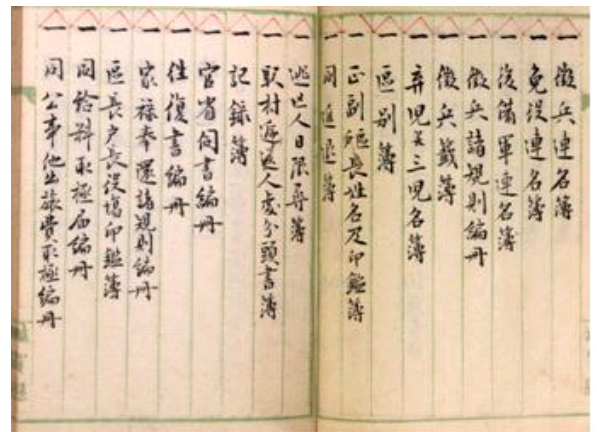


庁内簿書の目録提出を命じた政府に対し、どのような簿書を目録に掲載すべきかを籠手田安定が内務卿大久保利通に尋ねた文書。県民の訴えのような「雑細之書類」を目録に掲載すべきかを籠手田は何ったのに対し、大久保は「雑細」の文書も含め全ての簿書を掲載するよう指示している。地方の人々の訴えを汲み取ろうとする大久保の姿勢がみてとれる。【明う5(39)】

「記録文書目録進達書」

明治8年(1875年)

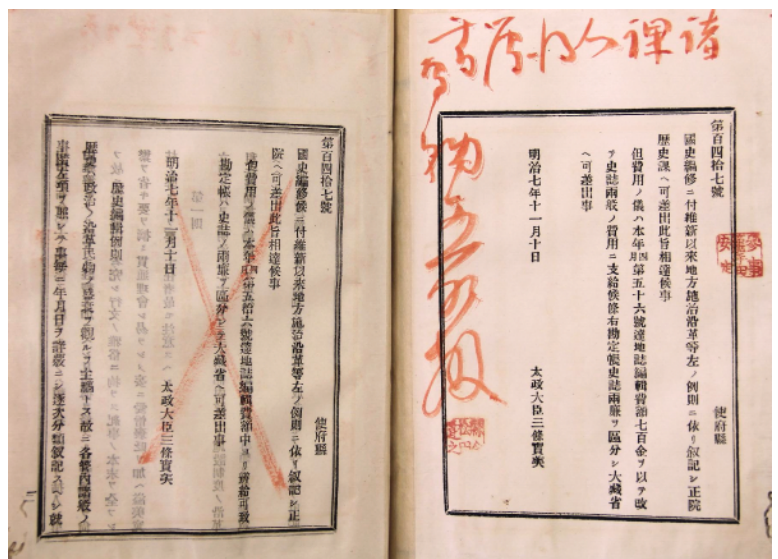
上記「簿書目録進達の儀につき伺」を受けて簿書係が作成し、政府に送った文書目録の控え。明治初期にどのような文書を残し、どのように分類していたのかがわかる。右は庶務課の部分。徴兵関係の文書が目を引くが、その他にも「棄児并三児名簿」や「正副区戸長姓名及印鑑簿」など県民についてのさまざまなデータが保管されていたこともわかる。【明う19(36)】

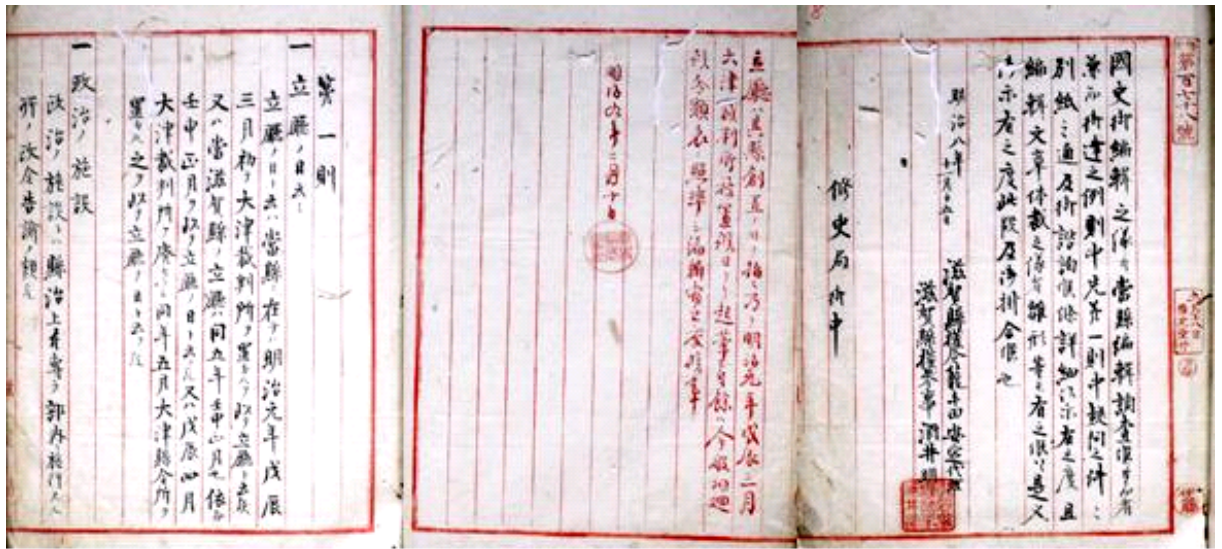


「国史編修の件達」

明治7年(1874年)11月10日

右頁は、政府が各府県に明治維新以来の歴史を編纂するよう命じた文書。文書上部に朱筆で「諸課心得、簿書専務取扱」と記されており、簿書係が現用文書の管理だけでなく、県の歴史編修をしていたことがわかる。左頁は、歴史編纂にあたっての書き方を指示したもの。次頁に「史伝」を修するようにとあり、歴史を修する専門性が簿書係に問われていたことがわかる。【明あ98(108)】





県の歴史を編纂せよと政府から命じられ、担当となった簿書係であるが、この仕事に苦勞したらしい。上の史料「国史編修の件達」に、県の立庁日から書き起こせとあるのだが、滋賀県の場合、立庁は明治元年の大津裁判所の設置日なのか、明治五年の県庁設置日なのか、はたまた明治元年の大津県設置日なのかで、判断がつかなかったようで、国史編纂をしている修史局に尋ねている。答えは中央の文書中にあり、明治元年三月の大津裁判所設置をもって立庁日とすることになった。【明あ 246(8)】

「書類編纂に関する件」

明治40年(1907年)9月13日

明治40年、文書係は県の文書管理が「単簡」にすぎため、文書の「搜索」に「苦難」をきたすことから、大阪・京都ほか16の県から文書編纂保存規定を収集したいと起案している。特に知りたかったのは、編冊の索引と簿書目録の様式のように、文書の搜索に苦慮していた明治末年の文書管理事情がうかがえる。【明お 63(14)】





明治 41 年に文書係が簿冊保存庫(文書庫)の増築を申請した文書。保存すべき簿冊が多くなり、文書庫の書箱に入れることができず、床上に積みあげている状態だという。上記史料「書類編纂に関する件」で文書の「捜査」が「苦難」だと言っていたのもうなずける。

この申請は上部に「廃案」とあるように明治 41 年には通らなかったが、末尾に 43 年度に予算をとることが記されている。【明お 61(16)】

「文書整理に関する件報告」

大正 13 年(1924 年)

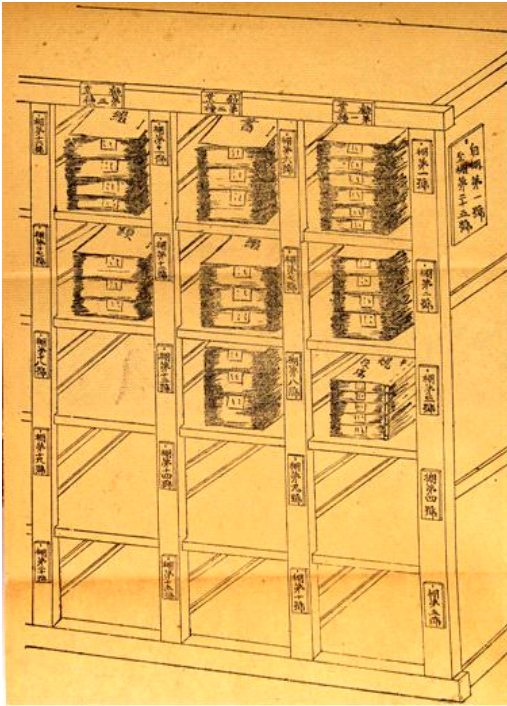
県が政府に文書整理状況の改善を報告した文書。

大正 7 年に文書編纂保存規程を制定し、翌 8 年から簿冊庫の「大整理」を行い文書管理業務の改革を行った。結果、主務課とともに数日を費やしても見つからなかったという簿冊の管理状況が改善されたとある。明治 40 年から課題だった文書の捜索改善は、ここにきてようやく達成されたのである。

【大こ 29(22-2)】



「町村文書整理之葉」 大正 13 年(1924 年)



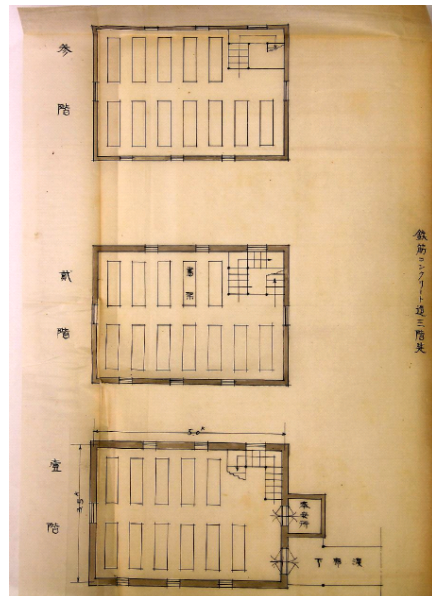
「能登川村役場文書庫写真」

大正 13 年(1924 年)



庁内の文書整理に成功した文書係は、県内の町村にも文書整理をうながし、文書係職員が役場に赴きレクチャーをしたようである。このイラストは簿冊の文書庫への整理方法を図示したもの。簿冊の置き方や書箱の形などが図示されている。【明い 254】

県が上記史料「文書整理に関する件報告」を国に提出する際に、添付資料として撮影された能登川村役場の文書庫の写真。文書が整理された状況をもてとれる。左の史料と見比べてみると、葉のイラストに基づいて村役場の簿冊が整理されていたことがわかる。【滋賀県所蔵】



「簿冊保存倉庫図面」

明治 45 年(1908 年)

明治 43 年には予算をつけることされていた簿冊保存倉庫だが(「簿冊保存倉庫建設の件」、その時も見送られたようで、明治 45 年に再度予算要求をしたようである。この図面はその際に添付した図面である。しかしまた、この予算要求も「見合せナ」ったようである。

【明お 61(37)】

「新築文書庫図面」(縮尺 1/100)

大正 15 年(1926 年)

文書庫の図面。鉄筋コンクリート製で三階建となっている。大正 15 年であるから、文書庫の大整理後に文書庫の拡張がなされたことがわかる。明治末年に見送られた簿冊庫(文書庫)の築造が、文書整理の改革を行った大正年間を経て、ようやく実を結んだことがわかる。

【大く 20(10)】

